

公職選挙法の「寄附の禁止」についてのお願いとお知らせ

市民の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、市民の皆様と市長・市議会議員とのつながりはとても大切なものですが、その関係が金品や品物であってはなりません。公職選挙法により、市長・市議会議員が一般的に行う社交上のものであっても、寄附として禁止されています。

また、年賀状や暑中お見舞いなどのあいさつ状を出すことも禁止されていますので、何とぞ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

例えば、選挙区内でのこんな行為が禁止の対象となります。



入学・卒業・就職・出産
などのお祝いや代理
出席する時の結婚祝



お中元やお歳暮・
お土産



病気見舞い



地域の行事や旅行
などの催事への寸志や
飲食物の差し入れ



各種会合へのご祝儀



運動会やスポーツ
大会への差し入れ



落成式・開店祝の花輪



お祭りへの寄附や
差し入れ



葬式の花輪・供花
代理出席する時の香典

各種会合や行事などのご案内をいただく際は、参加者の皆様と同額の「会費」を明記してご通知いただけますようお願いいたします。